

港長公示第1号

保安部長公示第1号

港則法第39条第3項及び第4項に基づく酒田港長及び酒田海上保安部長の船舶に対する命令又は勧告に関する実施要領を一部改正したから、次のとおり公示する。

なお、港長公示第1号、保安部長公示第1号(令和6年9月13日)は廃止する。

令和7年2月20日

酒田港長



酒田海上保安部長



港則法第39条第3項及び第4項に基づく酒田港長及び酒田海上保安部長の船舶
に対する命令又は勧告に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、港則法第39条第3項及び第4項の実施について必要な事項を定め、適正かつ円滑に運用することによって、海上交通の安全確保に資することを目的とする。

(対象港)

第2条 対象港は、港則法を適用する次の港(以下「適用港」という。)とする。

- ・酒田港(特定港)
- ・加茂港
- ・由良港
- ・鼠ヶ関港

(実施者)

第3条 命令又は勧告(以下「命令等」という。)の実施は、酒田港にあっては酒田港長、その他の適用港にあっては酒田海上保安部長が行う。

(対象となる船舶)

第4条 対象となる船舶は、港内又は港の境界付近にある全ての船舶とする。但し、状況によって特定の船舶を対象とする場合がある。

(実施基準等)

第5条 実施基準等は、別表『実施基準等一覧』によるものとする。

(伝達方法)

第6条 船舶等への伝達方法は、次の手段によるものとする。

- ・巡視船艇等による広報
- ・国際VHF無線、AISメッセージ、インターネットホームページ等による周知
- ・山形県船舶安全対策協議会を始めとする海事関係者等を通じた伝達

(その他)

第7条 この要領は、インターネットホームページ等で公開するとともに、関係機関等の協力を得て船舶及び関係者に対して周知を図るものとする。

実 施 基 準 等 一 覧

1. 港則法第39条第4項に基づく勧告の基準等

勧告は、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置として自主的な安全措置を促す場合に行う行為である。

なお、事態の推移によって二段階(警戒勧告(第一体制)、避難勧告(第二体制))で勧告する場合がある。

(1) 異常な気象又は海象

①津波

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告(第一体制)	・山形県に『津波注意報』が発表された場合	・条件となる注意報・警報の発表時	『様式1』のとおり
避難勧告(第二体制)	・山形県に『大津波警報又は津波警報』が発表された場合		『様式2』のとおり
勧告解除	・勧告の条件となる注意報・警報が解除され、港内の安全が確認された時		『様式6』のとおり

※ 震災により情報伝達が行えない場合もあることから、当該警報等の発表をもって自動発令とする。

②台風

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告(第一体制)	・気象庁が発表する台風情報において、山形県沿岸が「24時間以内」に、『強風域(平均風速15m/s以上)』に入ると予想された場合	・条件となる台風情報の発表時	『様式3』のとおり
避難勧告(第二体制)	・気象庁が発表する台風情報において、山形県沿岸が「12時間以内」に、『暴風警戒域(平均風速25m/s以上)』に入ると予想された場合		『様式4』のとおり
勧告解除	・台風が通過し、又は勧告の条件となる暴風警戒域に入る可能性が無くなり、港内の安全が確認されたとき		『様式6』のとおり

※1 『台風』に関する山形県気象情報を参考とする。

※2 事態の推移によって、直接『避難勧告(第二体制)』を勧告する場合がある。

③発達した低気圧等

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告(第一体制)	・山形地方気象台から庄内に『暴風(又は暴風雪)警報』の発表が見込まれる場合 ※1	・条件となる気象情報等の発表時	『様式3』のとおり
避難勧告(第二体制)	・山形地方気象台から『暴風(又は暴風雪)』に関する山形県気象情報が発表され、庄内に「概ね24時間以内」に警報発表が見込まれる場合 ※2		『様式4』のとおり
勧告解除	・勧告の条件となる注意報・警報が解除(又は変更)され、港内の安全が確認されたとき		『様式6』のとおり

※1 山形地方気象台防災気象情報の早期注意情報等を参考とする。但し、冬季の季節風(「冬型の気圧配置」によるもの。)に伴う場合は個別判断する場合がある。

※2 気象状況の推移によって、直接『避難勧告(第二体制)』を勧告する場合がある。

(2) 海難の発生その他の事情

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
勧告	・ 港内において海難(乗揚、火災・爆発等)が発生し、海上交通の危険が生ずるおそれがあると予想される場合 ・ 港湾施設が被災(防波堤倒壊等)し、又は港湾施設・背景地等で事故(石油基地火災・爆発等)が発生し、海上交通の危険が生ずるおそれがあると予想される場合	・ 必要と判断された場合、速やかに	『様式5』のとおり
勧告解除	・ 勧告の条件となった事象が沈静化され、港内の安全が確認された時		『様式6』のとおり

2. 港則法第39条第3項に基づく退去命令の基準等

区 分	基 準 等	内 容
退去命令	・ 酒田港長(又は酒田海上保安部長)が港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るために必要と判断した場合、当該船舶の船長又はその運航について責任のある者に対して命令する。	『様式7』のとおり
命令解除通知	・ 酒田港長(又は酒田海上保安部長)が当該船舶による港内の危険が回避されて港内が安全であると判断した場合、当該船舶の船長又はその運航について責任のある者に対して命令解除を通知する。	『様式8』のとおり

3. 錨泊自粛海域の設定

- (1) 荒天時の走錨船舶の事故による、船舶交通の安全確保及びこれに起因する港湾機能等への支障を回避するため、酒田港防除堤灯台から真方位292度に引いた線の北東側(酒田共同火力西側護岸を除く)、酒田港北防波堤、岸壁、陸岸で囲まれた海域を錨泊自粛海域とする。
- (2) 錨泊自粛海域は、台風及び発達した低気圧等に係る避難勧告(第二体制)を発出した場合に設定する。

【参考】

『山形県船舶安全対策協議会』組織構成

- 防災行政機関
- 小型船舶安全協会
- 漁業協同組合
- 港湾工事関係団体
- 曳船
- 旅客船
- 港湾等管理者
- マリーナ
- 船舶代理店

様式1 勧告：異常な気象又は海象（津波）

勧告日時：令和〇〇年〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

※注意報と同時刻とする。

警 戒 勧 告（第一体制）

◇ 津波注意報

気象庁発表：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

山形県に津波注意報が発表されましたので、

酒田港、加茂港、由良港及び鼠ヶ関港の港内又は港の境界付近にある船舶に対して、港則法第39条第4項に基づき、別紙のとおり勧告します。

酒田港長

酒田海上保安部長

別紙[様式1]

警戒勧告（第一体制）

1. 各港共通

- ・人命安全を最優先とした対応を行なう。
- ・船舶の大きさ及び津波の予想高さ等を勘案して、港外退避、又は係留索の増取り等の係留強化を行なう。
- ・特に、漁船・作業船・プレジャーボート等の小型船（以下「小型船」という。）にあつては、係留強化の処置を行なった後、直ちに安全な場所へ避難する。

2. 酒田港

前項1のほか次のとおり。

- ・小型船が避難する場合は、大型船の離岸操船や他の船舶の交通の妨げにならないよう留意する。

『山形県船舶安全対策協議会』策定

様式2 勧告：異常な気象又は海象（大津波・津波）

勧告日時：令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

※警報発表と同時刻とする。

避 難 勧 告（第二体制）

◇ 大津波警報、津波警報

気象庁発表：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

山形県に大津波警報、津波警報

が発表されましたので、

酒田港、加茂港、由良港及び鼠ヶ関港の港内又は港の境界付近にある船舶に対して、港則法第39条第4項に基づき、別紙のとおり勧告します。

酒田港長

酒田海上保安部長

別紙[様式 2]

避難勧告（第二体制）

1. 各港共通

- ・人命安全を最優先とした対応を行なう。
- ・津波（第 1 波）到達までに港外の安全な場所に避難することが可能と判断した船舶は、直ちに港外退避する。
- ・津波（第 1 波）到達までに避難することが困難と判断した船舶は、係留索の増取り等の係留強化を行う。特に漁船・作業船・プレジャーボート等の小型船（以下「小型船」という。）にあつては、係留強化の処置を行なった後、直ちに安全な場所へ避難する。

2. 酒田港

前項 1 のほか次のとおり。

- ・小型船が避難する場合は、大型船の離岸操船や他の船舶の交通の妨げにならないよう留意する。

『山形県船舶安全対策協議会』策定

様式3 勧告：異常な気象又は海象（台風・低気圧等）

勧告日時：令和〇年〇月〇日〇時〇分

警戒勧告（第一体制）

台風〇号(又は「発達した低気圧」等)の接近に伴い、港内又は港の境界付近にある船舶は、予め船舶交通の危険を防止するための準備を行うことを勧告します。

対象港：酒田港・加茂港・由良港・鼠ヶ関港

酒 田 港 長
酒 田 海 上 保 安 部 長

* 別紙『船舶台風・低気圧等対策』を実施して下さい。

『港則法第39条第4項に基づく勧告』

船舶台風・低気圧等対策

1. 各港共通

台風や発達した低気圧等(以下「台風等」という。)の動静は、予め公共放送その他の手段により把握することが可能であり、台風等の襲来まで時間的に余裕があることから、十分に余裕をもって対応を行なう。

特に、夜間の襲来(ピーク)が予想される場合は、『人命安全』を最大限に考慮して昼間に必要な措置を講ずること。

- ・ 係留施設において待機することが適当であると判断される船舶は、係留索の増し取り対策等の係留を安全にする。陸揚げが可能な小型船(プレジャーボート、小型漁船等)は、陸揚げ固縛する。
- ・ その他、別表『台風・低気圧等に対する船舶対応表』により実効に適した対応を行なう。

2. 酒田港

前項1のほか次のとおり。

なお、主に大型船、中型船(石炭船、危険物積載船その他の貨物船等)を対象とする。

- ・ 在泊船舶は、港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)第7条に定める『荒天準備等』をする。
- ・ 在泊することで危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、機を逸することなく自主的・積極的に出港し、台風等の影響を受けない港外、沖合等の安全な海域に避難する。大型船(総トン数1万トン以上)は、原則として港外退避とする。
- ・ 酒田港を仕向地として入港しようとする船舶で危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、台風等の影響に考慮して、予め台風等の影響を受けない港外、沖合その他の避泊地等の安全な海域に避難(待機)し、台風等の影響がなくなり、当港の安全を確認した上で入港する。

『山形県船舶安全対策協議会』策定

※ 速やかに『警戒勧告(第一体制)』の措置を実施して下さい。

台風・低気圧等に対する船舶対応表

段階の種類	船 舶 の 対 応							
	港 内 着 岸 船			錨 泊 船		航 行 船		
	大型船	中型船	小型船	大型船	中型船	大型船	中型船	小型船
警戒勧告 (第一体制)	◇荷役・作業中止 又は早期完了 ◇港外退避準備	◇荷役・作業中止 又は早期完了 ◇係留強化準備 又は港外退避 準備	◇係留強化準備又は 陸揚げ固縛準備	◇機関使用 ◇港外避難準備	◇機関使用 ◇港外避難準備 又は着岸のうえ 係留強化準備	◇入港見合せ港外 避難準備	◇着岸のうえ係留 強化準備又は 入港見合せ 港外避難準備	◇着岸のうえ 係留強化準備、 陸揚げ固縛 準備
避難勧告 (第二体制)	◇港外退避	◇係留強化又は 港外退避	◇係留強化又は 陸揚げ固縛	◇港外退避	◇港外退避又は 係留強化	◇港外退避	◇係留強化又は 港外退避	◇係留強化又は 陸揚げ固縛

※ 危険物積載船舶、旅客船、大型船等において、運航基準等に定める措置基準等が本表より安全値に設定されている場合は、その運航基準等を優先する。

- 警戒勧告（第一体制） : 港内又は港の境界付近にある船舶に対し、『避難勧告（第二体制）』（以下「避難勧告」という。）の準備作業となる荒天準備等、自主的な安全措置を促す場合に行なう措置をいう。
 表中の措置は、『避難勧告』の発出に備え、最低限の措置として速やかに行なわなければならない。
 ただし、船長が危険防止のために必要であると判断した場合は、『避難勧告』の発出がなくとも自主的・積極的に避難勧告の措置を行なうことができる。
- 避難勧告（第二体制） : 『警戒勧告（第一体制）』が発出されている状況下において、港内又は港の境界付近にある船舶に対し、港外退避、係留強化等、自主的な安全措置を促す場合に行なう措置をいう。
 ただし、事態の推移によって、直接『避難勧告』が発出される場合がある。
- 大型船 : 総トン数1万トン以上の船舶（山形県船舶安全対策協議会により合意を得た基準）をいう。
 中型船 : 総トン数1万トン未満の小型船を除く船舶をいう。
 小型船 : 総トン数20トン未満の船舶の船舶をいう。
 港外退避 : 台風等の影響を受けない港外、沖合い、避泊地等に避難する。
 機関使用 : 錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより風浪に対応する。

様式4 勧告：異常な気象又は海象（台風・低気圧等）

勧告日時：令和〇年〇月〇日〇時〇分

避難勧告（第二体制）

台風〇号(又は「発達した低気圧」等)の接近に伴い、港内又は港の境界付近にある船舶は、船舶交通の危険を防止するために必要な措置を講ずることを勧告します。

なお、酒田港では、北港地区に錨泊自粛海域を設定したので、注意してください。

対象港：酒田港・加茂港・由良港・鼠ヶ関港

酒 田 港 長
酒 田 海 上 保 安 部 長

* 別紙『船舶台風・低気圧等対策』を実施して下さい。

『港則法第39条第4項に基づく勧告』

船舶台風・低気圧等対策

1. 各港共通

台風や発達した低気圧等(以下「台風等」という。)の動静は、予め公共放送その他の手段により把握することが可能であり、台風等の襲来まで時間的に余裕があることから、十分に余裕をもって対応を行なう。

特に、夜間の襲来(ピーク)が予想される場合は、『人命安全』を最大限に考慮して昼間に必要な措置を講ずること。

- ・ 係留施設において待機することが適当であると判断される船舶は、係留索の増し取り対策等の係留を安全にする。陸揚げが可能な小型船(プレジャーボート、小型漁船等)は、陸揚げ固縛する。
- ・ その他、別表『台風・低気圧等に対する船舶対応表』により実効に適した対応を行なう。

2. 酒田港

(1) 前項1のほか次のとおり。

なお、主に大型船、中型船(石炭船、危険物積載船その他の貨物船等)を対象とする。

- ・ 在泊船舶は、港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)第7条に定める『荒天準備等』をする。
- ・ 在泊することで危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、機を逸することなく自主的・積極的に出港し、台風等の影響を受けない港外、沖合等の安全な海域に避難する。大型船(総トン数1万トン以上)は、原則として港外退避とする。
- ・ 酒田港を仕向地として入港しようとする船舶で危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、台風等の影響に考慮して、予め台風等の影響を受けない港外、沖合その他の避泊地等の安全な海域に避難(待機)し、台風等の影響がなくなり、当港の安全を確認した上で入港する。

(2) 走錨船舶の事故による船舶交通の安全確保及びこれに起因する港湾機能等への支障を回避するため、北港地区に全ての船舶の錨泊自粛海域(酒田港防除堤灯台から真方位292度に引いた線の北東側、酒田港北防波堤、岸壁、陸岸で囲まれた海域)を設定した。

『山形県船舶安全対策協議会』策定

※ 速やかに『避難勧告(第二体制)』の措置を実施して下さい。

台風・低気圧等に対する船舶対応表

段階の種類	船 舶 の 対 応							
	港 内 着 岸 船			錨 泊 船		航 行 船		
	大型船	中型船	小型船	大型船	中型船	大型船	中型船	小型船
警戒勧告 (第一体制)	◇荷役・作業中止 又は早期完了 ◇港外退避準備	◇荷役・作業中止 又は早期完了 ◇係留強化準備 又は港外退避 準備	◇係留強化準備又は 陸揚げ固縛準備	◇機関使用 ◇港外避難準備	◇機関使用 ◇港外避難準備 又は着岸のうえ 係留強化準備	◇入港見合せ港外 避難準備	◇着岸のうえ係留 強化準備又は 入港見合せ 港外避難準備	◇着岸のうえ 係留強化準備、 陸揚げ固縛 準備
避難勧告 (第二体制)	◇港外退避	◇係留強化又は 港外退避	◇係留強化又は 陸揚げ固縛	◇港外退避	◇港外退避又は 係留強化	◇港外退避	◇係留強化又は 港外退避	◇係留強化又は 陸揚げ固縛

※ 危険物積載船舶、旅客船、大型船等において、運航基準等に定める措置基準等が本表より安全値に設定されている場合は、その運航基準等を優先する。

- 警戒勧告（第一体制）： 港内又は港の境界付近にある船舶に対し、『避難勧告（第二体制）』（以下「避難勧告」という。）の準備作業となる荒天準備等、自主的な安全措置を促す場合に行なう措置をいう。
 表中の措置は、『避難勧告』の発出に備え、最低限の措置として速やかに行なわなければならない。
 ただし、船長が危険防止のために必要であると判断した場合は、『避難勧告』の発出がなくとも自主的・積極的に避難勧告の措置を行なうことができる。
- 避難勧告（第二体制）： 『警戒勧告（第一体制）』が発出されている状況下において、港内又は港の境界付近にある船舶に対し、港外退避、係留強化等、自主的な安全措置を促す場合に行なう措置をいう。
 ただし、事態の推移によって、直接『避難勧告』が発出される場合がある。
- 大型船： 総トン数1万トン以上の船舶（山形県船舶安全対策協議会により合意を得た基準）をいう。
 中型船： 総トン数1万トン未満の小型船を除く船舶をいう。
 小型船： 総トン数20トン未満の船舶の船舶をいう。
 港外退避： 台風等の影響を受けない港外、沖合い、避泊地等に避難する。
 機関使用： 錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより風浪に対応する。

様式5 勧告：海難の発生その他の事情

勧告日時：令和〇年〇月〇日〇時〇分

勧 告

①〇〇②〇〇に伴う③〇〇

〇〇港において〇〇（原因・理由）のため、〇〇（対象船舶）は、〇〇（海域・係留施設等）の〇〇（内容）を勧告します。

酒 田 港 長
(又は酒田海上保安部長)

- ① 船種（貨物船、漁船等）を記載する。
- ② 原因（乗揚海難、石油基地火災等）を記載する。
- ③ 内容（航行自粛、移動自粛等）を記載する。

『港則法第39条第4項に基づく勧告』

様式6 勧告解除

解除日時：令和〇年〇月〇日〇時〇分

勧告解除

勧告解除

令和〇年〇月〇日〇時〇分付け勧告は、下記の理由により、これを解除
します。

記

解除の理由 〇〇

酒 田 港 長
酒田海上保安部長

様式7 退去命令

文 書 番 号
令和 年 月 日

(船名) 船長 殿

酒 田 港 長
(又は酒田海上保安部長)

退 去 命 令

〇〇 (原因・理由) のため必要があることから、港則法第39条第3項の規定に基づき、ただちに〇〇港及び同港の境界付近から退去することを命じます。

備考 具体的な形態に対応して適宜内容の修正を行うこと。

様式 8 命令解除

文 書 番 号
令 和 年 月 日

(船名) 船長 殿

酒 田 港 長
(又は酒田海上保安部長)

命 令 解 除 通 知

令和〇年〇月〇日付け〇〇 (文書番号) による退去命令は、下記の理由により、これを解除します。

記

解除の理由 〇〇